

# 申告相談の日程

月 日	場 所	時 間	受 付 地 区 ・ 町 名
2月2日(木)	東 部 公 民 館	9:15~15:30	扇田、鵜淵(四郎兵工崎、古屋布、中嶋古屋布、新中嶋、家ノ下)
3日(金)			鵜淵(上記以外)
6日(月)	檜 山 出 張 所	9:15~15:30	檜山本町、新屋敷、田床内、中母体、上母体、小沢口、羽立、新田、今泉、下中沢、上中沢、犬伏、赤坂、大森
7日(火)	南 部 公 民 館	9:00~16:00	松長布、長崎、十洲崎、下瀬、浅内(赤沼、押出、横道、玉清水、清水上、清水下、大館南沢、寒川、石丁、中屋布下、福田、頭無、向山)
8日(水)			大内田、河戸川
9日(木)			田子向、浅内(浅内、此掛沢、上ノ山、中山、中谷地、出戸谷地)
10日(金)			坊ヶ崎、上古川布、袖又、大塚、高塚、下古川布、戸川向、古屋布、上谷地 新山前、田屋、柏子所、塩干田、腹鞆ノ沢、浅内(上記以外)
13日(月)	鶴 形 出 張 所	9:15~15:30	鶴形、谷地、金拓
14日(火)	向 能 代 出 張 所	9:00~16:00	向能代字上野、須田、竹生、栗山、小土、磐、比八田、外荒巻
15日(水)			落合(上前田、上大野、上大野台、中大野台)、朴瀬、産物、荷八田、吹越、真壁地
16日(木)			向能代(上野越、平影野、平野館下、トトメキ)、坂形 落合(下前田、中大野)
17日(金)			落合(上記以外)、比八田字十二ヶ村
20日(月)	機 織 地 区 会 館	9:15~15:30	機織、仁井田、悪戸、下関、中関、一本木、宮ノ前、上関
21日(火)	常 盤 小 中 学 校	9:15~15:30	常盤(下本郷、大通添、町辺)、久喜沢、槐、外割田、轟
22日(水)	地 域 連 携 施 設		常盤(上記以外)、天内
24日(金)	中 央 公 民 館	8:30~16:30	出戸本町、青葉町、昭南町、砂留山
27日(月)			西赤沼、東赤沼、下内崎、下悪戸、中悪戸、中嶋、鳳凰岱、昇平岱、芝童森、不老岱
28日(火)			鳥小屋、後谷地、出戸後、彩霞長根、豊祥岱、藤山
3月1日(水)			川反町、東大瀬、大瀬尻下、養蚕
2日(木)			松美町、中川原、赤沼、萩の台
3日(金)			上町、日吉町、御指南町、富町、畠町、大町
5日(日)			指定された日に申告できない人
6日(月)			末広町、景林町、西通町、通町、日和山下
7日(火)			清助町、大手町、盤若町、柳町、下野、下柳、中柳
8日(水)			住吉町、栄町、若松町、追分町、元町
9日(木)			万町、上柳、臥竜山、沼ノ上、南陽崎、寿域長根、海詠坂、仙遊長根
10日(金)			明治町、中和一丁目、中和二丁目、緑町
12日(日)			指定された日に申告できない人
13日(月)			花園町、浜通町、南元町、東町、西大瀬、養蚕脇
14日(火)			指定された日に申告できない人
15日(水)	指定された日に申告できない人		

※指定された日に申告することができない場合は、2月24日(金)以降の都合のよい日に中央公民館へおいでください。(地区に含まれていない日でも差し支えありません。)